

○伊勢広域環境組合財産条例

平成13年 5月17日

組合条例33号

改正 平成19年 3月30日

平成19年11月26日

(趣旨)

第1条 普通財産の交換、譲与、無償貸付及び行政財産の使用等に関しては、この条例の定めるところによる。

(普通財産の交換)

第2条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを他の同一種類の財産と交換することができる。ただし、価額の差額が、その高価なものの価額の4分の1を超えるときは、この限りでない。

- (1) 本組合において公用又は公共用に供するため他人の所有する財産を必要とするとき。
- (2) 国又は他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、組合の普通財産を必要とするとき。

2 前項の規定により交換する場合において、その価額が等しくないときは、その差額を金銭で補足しなければならない。

(普通財産の譲与又は減額譲渡)

第3条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

- (1) 他の地方公共団体その他公共団体において、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するため普通財産を当該地方公共団体その他公共団体又は公共的団体に譲渡するとき。
- (2) 他の地方公共団体その他公共団体において、維持及び保存の費用を負担した公用又は公共用に供する財産の用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産をその負担した費用の額の範囲内において、当該地方公共団体その他公共団体に譲渡するとき。
- (3) 公用又は公共用に供する財産のうち寄附に係るものの用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を、その寄附者又はその相続人その他包括承継人に譲渡するとき。
- (4) 公用又は公共用に供する財産の用途に代わるべき他の財産の寄附を受けたため、その用途を廃止した場合において、当該用途の廃止によって生じた普通財産を寄附を受けた財産の価額に相当する金額の範囲内において、当該寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡するとき。

(普通財産及び行政財産の無償貸付又は減額貸付)

第4条 普通財産は、他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときは、無償で又は時価よりも低い価額で貸付けることができる。

2 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第238条の4第2項、第3項及び第4項の規定により行政財産を貸し付ける場合又は私権を設定する場合は、前項の規定を準用する。

(普通財産の貸付けに係る貸付料の減免)

第5条 普通財産の貸付けを受けた者が、災害その他その者の責めに帰すことのできない理由により

当該普通財産を使用の目的に供しがたいと認められるときは、当該普通財産の貸付けに係る貸付料を減免することができる。

(物品の交換)

第6条 物品に係る経費の低減を図るため、特に必要があると認めるときは、物品を組合以外の者が所有する同一種類の動産と交換することができる。

2 第2条第2項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

(物品の譲与又は減額譲渡)

第7条 物品は、次の各号のいずれかに該当するときは、これを譲与し、又は時価よりも低い価額で譲渡することができる。

(1) 公益上の必要に基づき、他の地方公共団体その他地方公共団体又は私人に物品を譲渡するとき。

(2) 公用又は公共用に供するため寄附を受けた物品又は工作物のうち、その用途を廃止した場合には、当該物品（工作物の解体等により物品となるものを含む。）を寄附者又はその相続人その他の包括承継人に譲渡することを寄附の条件として定めたものをその条件に従い譲渡するとき。

(物品の無償貸付又は減額貸付)

第8条 物品は、公益上必要あるときは、他の地方公共団体その他公共団体又は私人に無償で又は時価よりも低い価額で貸付けることができる。

2 第5条の規定は、物品の貸付けに係る使用料に準用する。

(行政財産の使用料)

第9条 法第238条の4第7項の規定により許可を受けて行政財産を使用する者は、管理者の指定する期日までに、使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、年額、月額又は日額とし、その額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める額を基準として管理者が定める。ただし、その総額が100円未満のときは、100円に切り上げるものとする。

(1) 土地 時価、近傍類似地の固定資産税評価額、使用の様態、立地条件その他の事情を勘案して評価する額

(2) その他の物件 時価、取得価格、減価償却額、修繕費、保険料、使用の様態その他の事情を勘案して評定する額

3 第5条の規定は、行政財産の使用に係る使用料に準用する。

(行政財産の無償使用又は減額使用等)

第10条 次の各号のいずれかに該当するときは、無償で、又は前条で定める額より低い価額で使用させることができる。

(1) 他の地方公共団体その他公共団体又は公共的団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するとき。

(2) 組合の事務を円滑に行うために必要な用に供するとき。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則（平成19年3月30日組合条例第2号）

この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 〔略〕

(2) 第 6 条中第 9 条第 1 項の規定 政令で定める日。ただし、政令で定める日が公布の日以前の場合は、公布の日から施行する。

附 則（平成 19 年 11 月 26 日組合条例第 4 号）

この条例は、公布の日から施行する。